

福岡県・北九州市と同時に記者提供を行います。

令和元年 11 月 15 日
財 政 局
経済観光文化局

福岡市政担当記者各位

宿泊税新設に関する総務大臣同意について

法定外目的税である宿泊税を新設するため、総務大臣に協議を行ってまいりましたが、本日、令和元年 11 月 15 日（金）に総務大臣の同意を得ましたので、お知らせします。なお、福岡県及び北九州市の宿泊税についても同日付で同意を得ています。

これに伴い、施行日は令和 2 年 4 月 1 日となります。（※条例及び規則を令和元年 11 月 19 日に公布・施行予定）

今後、施行に向け、宿泊者、宿泊事業者、旅行者などの関係の皆様に対し、しっかり周知を行ってまいります。

※条例及び規則

- 福岡市観光振興条例（平成 30 年福岡市条例第 55 号）抄（平成 30 年 9 月 20 日公布）
附 則
（施行期日）
1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 福岡市観光振興条例の施行期日を定める規則 抄（令和元年 11 月 19 日公布予定）
福岡市観光振興条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 福岡市宿泊税条例 抄（令和元年 11 月 19 日公布予定）
※令和元年 6 月第 2 回定例会で可決
附 則
（施行期日）
1 この条例は、規則で定める日から施行する。（以下、略）
- 福岡市宿泊税条例の施行期日を定める規則 抄（令和元年 11 月 19 日公布予定）
福岡市宿泊税条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

問い合わせ先

財政局税制課 福山 電話 092-711-4201
経済観光文化局観光産業課 白石 電話 092-711-4353

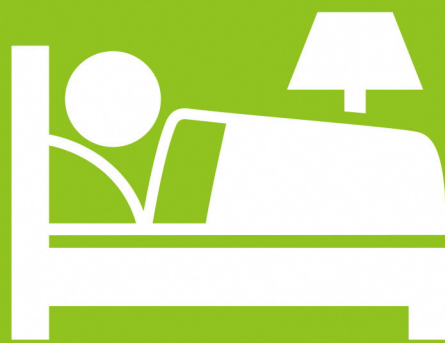


福岡市内に宿泊されるみなさまへ
2020年4月1日より

宿泊税 をスタート

From April 1, 2020
Fukuoka City will introduce
accommodation tax.

FUKUOKA CITY



Accommodation
TAX

숙박세
住宿税
住宿税

April 1, 2020 START

九州のゲートウェイ都市としての利便性や魅力を高めるため、
観光資源の魅力向上や受入環境の整備などに活用します。

To enhance convenience and attractiveness as a gateway city in Kyushu, it will be used to improve the attractiveness of tourism resources and improve the reception environment.



支払い方法 宿泊料金の支払方法に応じて、宿泊施設等にお支払いください。
(納付された宿泊税は、宿泊事業者が福岡市へ申告納入します。)

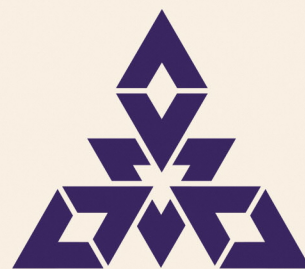
method of payment Please pay to the accommodation facility according to the payment method.
(The paid accommodation tax will be reported to Fukuoka City by the accommodation company.)

宿泊料金 (1人1泊)	税率	Price of lodging (per person per night)	Tax Rate
20,000円未満	200円 (うち県税50円)	Less than ¥20,000	¥200 (Including prefectural tax 50 yen)
20,000円以上	500円 (うち県税50円)	¥20,000 or more	¥500 (Including prefectural tax 50 yen)

ここでいう宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれにかかるサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含まれません。

※福岡県においても2020年4月1日から宿泊税が開始されます。

福岡市内を除く福岡県内の税率は、宿泊料金にかかわらず一律200円となります。



福岡市
FUKUOKA CITY

【お問合せ】

福岡市財政局税務部宿泊税担当
福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL/092-711-4541 FAX/092-733-5902
URL/www.city.fukuoka.jp



福岡県福岡市「宿泊税」の新設

福岡県福岡市から協議があった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される福岡市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	福岡県福岡市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為
税収の用途	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用に充てる。
課税標準	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数
納税義務者	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者
税率	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満のもの 150円 2万円以上のもの 450円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度）約16.7億円 （平年度）約18.2億円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（初年度）約1.7億円 （平年度）約1.5億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年ごと）を目途に見直し規定あり

令和元年 6月24日 福岡市議会にて条例案可決

同 年 7月25日 総務大臣協議

同 年11月15日 総務大臣同意

（令和2年 4月 1日 条例施行予定）